

LSA協会：Webバナー広告掲載に関する規約事項等（別紙）

■第1条（目的）

ロングステイアドバイザー協会（LSA協会）：ホームページ（Web）のバナー広告掲載に関する規約事項等は、ロングステイアドバイザー協会（以下「当協会」という。）が運営するホームページのWebバナー広告掲載を利用する利用契約者との権利・義務及び責任事項等を規定することを目的とする。

■第2条（事業の利用対象者）

ロングステイ（国内・海外）及びインバウンド業務に関する個人・団体・企業等とする。

■第3条（広告バナーの規格）

広告バナーの規格等は、下記の通りとする。

（1）サイズ・形式・容量

- ・サイズ：縦（200px）／横（200px）
- ・形式：JPEG・PNG（静止画）／GIF（動画）
- ・容量（目安）：10KB以内（静止画）／25KB以内（動画）

（2）掲載位置

掲載位置は、当協会ホームページ（Web）のトップページ下部とし、掲載順序及び表示はランダムとなりますので指定することはできないものとする。

■第4条（広告掲載契約期間及び広告掲載料金）

広告掲載契約期間は、12ヶ月間（1年間単位）とし広告掲載料金は、申請される区分により異なるものとする。また広告掲載料金のご入金後、申込書利用契約者から契約期間前及び契約期間中等に掲載中止の希望があった場合、掲載の中止は行いますが、その際の返金等は一切行わないものとする。

（1）ロングステイアドバイザー（LSA）

- ・月額：1,000円 × 12ヶ月 = 12,000円

※ロングステイ財団が発行する「ロングステイアドバイザー登録番号」が必要となります。

（2）ロングステイ財団：公認海外サロン

- ・月額：1,500円 × 12ヶ月 = 18,000円

（3）ロングステイ財団：賛助会員

- ・月額：1,500円 × 12ヶ月 = 18,000円

（4）ロングステイ財団：出捐企業

- ・月額：2,000円 × 12ヶ月 = 24,000円

（5）上記以外（その他・一般の法人・団体）

- ・月額：3,000円 × 12ヶ月 = 36,000円

※消費税は、別途する。

※お振込手数料やその他手数料等は、利用契約者の負担とする。

■第5条（広告掲載の範囲）

次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- ・法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- ・公序良俗に反し、社会秩序を乱すような表現あるいはコンテンツを含むもの
- ・名誉毀損・人権侵害・プライバシーの侵害・信用毀損・業務妨害の恐れのある内容のもの
- ・商標・著作権を侵害したもの
- ・当協会の信頼を害す外部サイトにリンクしているもの
- ・政治性や宗教性のあるもの
- ・社会問題について主義主張に関するもので、当協会が不相当であると判断したもの
- ・公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの
- ・美観風致を害する恐れがあるもの
- ・暴力団員又は密接な関係を有する者と関係する恐れがあるもの
- ・その他（掲載する広告として不相当であると当協会が判断したもの）

■第6条（広告掲載の申請）

利用契約者は、バナー広告掲載申込書により広告原稿等を当協会まで、メール添付又は郵送にて申込みを行う。当協会は、必要に応じて申請の際に広告主の業務が分かる書類等の提出を求めることができるものとする。

■第7条（審査及び決定）

当協会が利用契約者から申込書の提出を受けた場合、必要書類等を精査及び審査を行い、掲載の可否を通知する。

■第8条（広告原稿の作成及び提出）

広告原稿の制作は、原則として利用契約者が行い、当協会の指定する期日までにメール添付又は郵送にて必要書類等を提出する。またバナー制作をご希望される場合、有料にて承ります。詳細はお問い合わせください。

■第9条（広告掲載料金の支払い）

広告掲載の決定を受けた利用契約者は、当協会の指定する銀行口座に期日までに振り込むこととする。また振込手数料やその他手数料等は、利用契約者の負担とする。

■第10条（広告掲載開始日）

掲載日は、毎月1日を基本とする。（土曜日・日曜日・祝日・GW期間や年末年始等を除く。）

■第11条（広告の停止）

次に該当する場合、当協会の判断により利用契約者に事前に連絡することなく、広告の全部又は一部を停止することができるものとする。その際の広告掲載料金の返金等は、一切行わないものとする。

- ・天災・事変・その他非常事態が発生し又は発生する恐れがある場合、当協会の電気設備の停止を行ったとき
- ・天災・事変・その他緊急事態が発生し当協会の電気通信設備が停止・故障したとき
- ・法令による規制・司法命令等が適用されたとき
- ・当該利用契約者が当協会の利益に反する行為を行うか、行う恐れがあるとき
- ・当該利用契約者がバナー広告掲載利用規約の条項に違反したとき
- ・サーバーダウン・コンピューターウイルス感染等により、当協会サイトに損害を与える恐れがあると判断したとき

■第12条（免責事項）

当協会の責に帰さない事由によって履行できなかった場合、当協会は免責されるものとする。

利用契約者は、次に掲げる理由によりバナー広告掲載が一時期間停止される場合があることを予めご了承ください。

- ・ホームページの更新・修正等のための停止
- ・サーバー及び通信回線等の点検・障害等による停止

前号の理由により、広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還・損害等を当協会に請求できないものとする。当協会の意図的な怠慢及び責務不履行等によるものを除き、当協会は本事業の利用に起因する損害について、その責を負わないものとする。利用契約者が本事業を通じて第三者に損害を与えた場合、当該利用契約者は自らの責任において問題を解決し、当協会に損害を与えないものとする。

■第13条（損害賠償）

当協会は、利用契約者に対して発生した全ての損害に対し如何なる責任も負わないものとし、一切の損害賠償を負う義務はないものとする。利用契約者の責において当協会が損害を被った場合、当該利用契約者は当協会に対し、利用契約の解除の如何に関わらず損害賠償の義務を負うものとする。

■第14条（契約の更新）

契約満期日の約14日前までに「契約更新の有無」の確認メール等を送るものとし、利用契約者は、契約満期日の約7日前までに返答するものとする。契約更新の場合、3日前までに広告掲載料金を指定口座に振り込むものとする。また契約更新の有無に関する連絡がない場合、自動更新及び自動引き落とし（1年間単位）とする。

■第15条（規約の適用）

本契約は、利用契約者と当協会の一切のサービス利用に関して適用されるものとする。

当協会は、利用契約者の承諾を得ることなく本契約を変更できるものとし、業務上の手続き・サービス内容・掲載料金・その他一切の要素の全部又は一部につき、修正・改定及び中止することができるものとする。利用契約者は、料金その他要素について、変更後の利用規約に従うものとする。広告料金の変更あるいは広告規格の変更がある場合、当協会ホームページ及びメールにて利用契約者に事前に告知するものとする。

■第16条（協議事項）

その他疑義が生じた場合、双方協議の上解決することとする。

■第17条（その他）

Web バナー広告等に関しては、クリック保証及びクリックカウント等は取得いたしません。

当協会は、Web ページ・バナー掲載の中断・掲載中の事故及び掲載による直接的及び間接的に生じた利用者の損害に対し、如何なる責任も負わないものとする。利用契約者は、当協会の Web ページ内に当該者以外の広告データ等が存在する場合、他性を主張することはできない。

また当協会の Web ページについての配置・デザイン等についての関与はできないものとする。

★Web バナー広告掲載に関するお問合せ先

ロングステイアドバイザー（LSA）協会

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-3 THE BASE 麹町（一般財団法人ロングステイ財団 事務局内）

TEL：03-6910-0681 / FAX：03-6910-0682

E-mail：adviser@longstay.or.jp

2019年9月1日（作成）